

57—01 P U D T

参加の種類と要件

1. 参加の種類

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

特 § 132①（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）の規定により審判（特許無効審判、延長登録無効審判）を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる（特 § 148①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これを当事者参加、民事訴訟法上の共同訴訟参加に類似する参加、又は共同訴訟的当事者参加に類似する参加という。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる（特 § 148③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これを補助参加又は共同訴訟的補助参加に類似する参加という。

(3) 特 § 119①の参加（補助参加）

特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

(4) 商 § 43の7①の参加（補助参加）

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、商標登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2. 参加の態様

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

特 § 148①による参加が認められると、その参加人は共同審判請求人としての地位を得ることとなり、審判形態は、類似必要的共同訴訟に類似するものとなる（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

したがって、参加人は、共同審判請求人として、審決の効力を受けることになる（特 § 167）。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

特 § 148③による参加は、当事者の一方を補助するために参加するものである。(1)の当事者参加は請求人の側にしか参加することができないが、この補助参加の場合はいずれの側にも参加することができる。

3. 参加の要件

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

ア 参加ができる者

同一の特許権（実用新案権、意匠権、商標権）について特許（登録）無効審判又は商標登録の取消の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は共同して審判を請求することができる（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）が、このように共同して審判を請求することのできる者（→22—01～03、31—00）であることが必要である。

イ 対象物の同一性

対象物が同じであること。

例えば、二以上の発明を包含する特許の場合には、既に係属している審判の対象が同一特許のうちの同一発明に関するものでなければならない。

ウ 申請の時期

参加の申請は、審理の終結に至るまですることができる。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

ア 参加ができる者

その審判の結果について利害関係（→エ）を有しなければならないが、当事者適格を有する必要はない。

審判の結果とは権利の有効無効という最終的結果をいい、審決の理由中に示される判断や事実を意味しない。

イ 申請の時期（→(1)ウ）

ウ 補助参加人の利害関係

(ア)補助参加人は審判の結果について利害関係（→31—00）を有することが必要である（特 § 148③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(イ)特 § 148③の利害関係を有する者とは、審判の結果によっては、その審判の対象となっている特許権に対する法律的地位又は申請人と請求人、被請求人との間の法律関係に変動が生じる可能性のある第三者をいう。

エ 参加申請人が利害関係を有しないと認められるときは、参加を許可しないとの決定をする。

オ 参加申請書に利害関係が記載されていないときの措置（→57—02の1.）

カ 利害関係の判断時

審判請求人の請求人適格の判断時は審決時とされているが、補助参加人の利害関係については審決前に参加許否の決定がされることからみて、参加許否の決定時と解される。

参加人については一度参加を許可されて参加人となった以上これを覆す途がなく、したがって参加人は抗告審判請求人の主張に拘らず依然としてその地位を保有するものである、とした審決（昭23抗審223号、昭25.9.30）がある（特 § 148①の参加の場合—申請人適格→57—07の2.）。

（改訂H27.2）